

2018年度 噛むカムチェックガムを用いた 8020普及啓発推進事業 実施要綱

公益財団法人8020推進財団

1 目的

8020運動の推進、歯の健康保持に対する関心を高める一環として、噛むカムチェックガムを配布することで噛むことの大切さを伝えるとともに周知を図り、口腔機能についての普及啓発を進め、本事業による事後評価・情報収集を行うことを目的として実施する。

2 事業の実施主体

公益財団法人8020推進財団

3 事業の実施協力機関

協力可能な都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会

4 事業内容

この事業の内容は以下のとおりとする。

- 1) 噛むカムチェックガムの配布（噛むことの重要性を周知）
- 2) 同ガムの使用に基づく普及啓発効果の把握のためのデータ収集*
- 3) その他必要とされる啓発事業

[*：2)は2019年度以降に提案予定]

5 事業の詳細

- 1) 公益財団法人8020推進財団（以下「本財団」と記載）は、噛むカムチェックガムの調達を行い、原則年1回、予算の範囲で配布事業を行う。
- 2) 実施協力機関である都道府県歯科医師会（郡市区歯科医師会）は噛むカムチェックガムを用いて国民に「噛むこと」の普及啓発を行う
- 3) 噛むカムチェックガムによるチェックを行った場合は、使用前後に別紙質問紙（本財団HPに掲載）により、調査を行うとともに、都道府県歯科医師会は別紙報告様式により、事業を実施した翌年度8月末までに実績について結果報告を行うものとする。
- 4) その他事業として口腔状況診査を行うこととする。なお、診査の方法は、厚生労働省の「歯周病検診マニュアル2015」を参考に行うものとする。

6. その他

- 1) 2018年度は、各都道府県歯科医師会に対して「噛むカムチェックガム」10セット（1セット:100袋）を配布する
- 2) 噛むカムチェックガムの調達費用と都道府県歯科医師会への発送費用は、本財団が負担する
- 3) 本事業の協力機関は、都道府県歯科医師会（郡市区歯科医師会）とする
- 4) 本啓発事業は、本財団より配布する事業進行マニュアル、歯科医師向け指導マニュアル等を参考に行うこととし、噛むカムチェックガムの使用方法等は、本財団のHPに掲載している使用方法・判定表に基づき対応する
- 5) 噛むカムチェックガム使用後は、(使用者、国民が可能な限り)本財団HP上に掲載しているアンケートに回答するものとする
- 6) 郡市区歯科医師会や市区町村が使用を希望する場合は、各都道府県歯科医師会内で取り纏め、各都道府県歯科医師会に財団が配布した噛むカムチェックガムの範囲内で調整するものとする